

「古琉球」関連施設整備事業
(染物・織物の体験・発信拠点施設)

基本計画及び管理運営計画策定支援業務委託
企画提案募集要項

琉球びんがた事業協同組合・那覇伝統織物事業協同組合

「古琉球」関連施設整備事業（染物・織物の体験・発信拠点）

基本計画及び管理運営計画策定支援業務委託 企画提案募集要項

1 趣旨

本要項は、「古琉球」関連施設整備事業（染物・織物の体験・発信拠点）基本計画及び管理運営計画策定支援業務委託」を実施する受託業者を公募するために必要な事項を定めるものである。

2 事業名称

「古琉球」関連施設整備事業（染物・織物の体験・発信拠点）基本計画及び管理運営計画策定支援業務委託

3 事業目的

琉球びんがたや首里織などをはじめとする沖縄固有の染物や織物の職人の育成機能、製作体験機能、展示機能、観光情報発信機能を備えた施設を整備するための基本計画及び管理運営計画策定の支援を実施するものである。

4 業務内容

別紙「古琉球」関連施設整備事業（染物・織物の体験・発信拠点）基本計画及び管理運営計画策定支援業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

5 履行期間

(1) 基本計画

契約締結の日から令和2年9月30日まで

(2) 管理運営計画

契約締結の日から令和3年2月28日まで

6 提案上限金額

10,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

7 応募資格

本企画提案募集の応募者は、仕様書5の業務執行体制が構築できる者で、以下の(1)のいずれか及び(2)の全ての要件を満たすこと。

(1) 応募者の構成

ア 単独で応募する場合は、沖縄県内に本店若しくは支店又は営業所を置く法人

イ 共同企業体で応募する場合は、3社以内で構成することとし、代表構成員が上記アの要件を満たすこと。

(2) 応募者の資格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれ

- にも該当しない者
- イ 銀行取引停止処分を受けていない者
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者
- エ 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- オ 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び那覇市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと
- カ 公租公課の滞納がないこと
- キ 応募者が共同企業体の場合は、全構成員が上記の資格要件アからカまで満たすこと

8 応募手続き等

(1) スケジュール

- ・公募開始 令和 2 年 7 月 13 日（月）
- ・事業者説明会 令和 2 年 7 月 16 日（木）午後 2 時
- ・質問書締切 令和 2 年 7 月 20 日（月）正午
- ・提案書等締切 令和 2 年 7 月 28 日（火）午後 5 時
- ・プレゼンテーション 令和 2 年 8 月 3 日（月）
- ・契約 令和 2 年 8 月上旬

（この日程は事情により変更する場合があります。）

(2) 募集要項等の配布

那覇伝統織物事業協同組合のホームページよりダウンロードして下さい。

(3) 事業者説明会

ア 日時及び場所：令和 2 年 7 月 16 日（木）午後 2 時～3 時
那覇市伝統工芸館 会議室

イ その他

- ・参加希望の場合は、事前に「13 連絡・照会先」まで連絡して下さい。
- ・3密防止のため、各事業者 2 名までの参加とします。
- ・募集要項及び仕様書等は、各自で持参して下さい。
- ・事業者説明会での質疑事項等については、那覇伝統織物事業協同組合のホームページに掲載します。

(4) 質疑応答

募集要項及び仕様書等に質問がある場合は、様式 11「質問書」を提出して下さい。（電話・FAXでの質問は受けません）

ア 質問期限：令和 2 年 7 月 20 日（月）正午必着

イ 質問方法：「13 連絡・照会先」あて電子メールで送信して下さい。

- ・電子メールの件名を「古琉球」関連施設整備事業」として下さい。
 - ・電子メール送信後に受信の有無を電話で確認して下さい。
- ウ 回 答：令和2年7月22日（水）午後5時を目処に那覇伝統織物事業協同組合のホームページ上で回答します。

(5) 提出書類

- ア 応募申請書及び誓約書(様式1)
- イ 提案書(様式2) ※10ページ以内とします。
- ウ 会社概要書(様式3)
 - ・共同企業体で応募の場合は構成員毎に様式を作成して提出
- エ 業務委託料経費積算書(様式4)
- オ 業務主任者等の実績表(様式5)
 - ・共同企業体で応募の場合は構成員毎に様式を作成して提出
- カ 業務執行体制(様式6)
- キ 実績書(様式7)
 - ・共同企業体で応募の場合は構成員毎に様式を作成して提出
- ク 事業スケジュール(様式8)
- ケ 共同企業体結成届(様式9)
 - ・共同企業体で応募の場合のみ提出
- コ 共同企業体協定書(様式10)
 - ・共同企業体で応募の場合のみ提出
- サ 登記事項証明書(全部事項証明) 写し可
- シ 直近の法人税(所得税)、市町村民税の納税証明書(未納の税額がないことの証明)

※ 上記ア～コを1部(A4縦両面印刷、単色・カラーは自由)として、ページ番号(通し番号)を付しクリップ留めした上で、原本1部、原本の写し8部の合計9部を提出して下さい。また、サ、シは1部のみを提出して下さい。

※ 各様式の体裁について、分かりやすく提案するための文字の装飾や行の追加以外の変更はご遠慮下さい。

※ 押印を必要とする様式については、代表者印を押印して下さい。

(6) 提出書類の受付期間

令和2年7月28日(火)午後5時必着

(7) 提出方法

「13 連絡・照会先」那覇伝統織物事業協同組合へ直接持参して下さい。

受付は午前9時30分～午後5時(正午～午後1時は除く)。

※土日、祝日は受付不可。

9 提案審査評価に関する事項

(1) 審査評価区分及び審査評価方法

琉球びんがた事業協同組合と那覇伝統織物事業協同組合において、提案書及び提案者によるプレゼンテーションを基に審査及び評価を行います。審査評価区分及び審査評価方法は以下のとおりとします。

審査評価区分	審査評価方法	配点
企画提案	提案書及び提案者によるプレゼンテーションを基に審査及び評価を行う。	95点
価格	業務委託料経費積算書の金額の評価を行う。	5点

(2) 評価方法及び審査基準
(企画提案)

審査基準	審査項目	様式
事業に対する提案能力及び業務支援能力	1. 基本計画策定支援 (現状把握、求められる機能や役割)	様式2
	2. 管理運営計画策定支援 (策定手法) (地域住民・団体との意見交換)	様式2
事業の円滑な実施に不可欠な安定運営能力	3. 管理運営能力 (会社概要、経費積算・業務執行体制・事業スケジュールの妥当性) ※様式9,10は共同企業体の場合に提出	様式3 様式6 様式8 ※様式9,10
	4. 業務主任者等の実績 (業務担当者による類似業務の受託実績、保有する資格)	様式5
	5. 安定運営能力 (会社による類似業務の受託実績)	様式7

(価格)

提案上限金額(10,000,000円)に対し、削減金額に応じて加点となり、5%の金額削減で価格点5点(上限)となります。

プレゼンテーション終了後、審査委員毎に採点し、その合計点が高い順に順位を決め、次のとおり優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。

- ア 順位を1位とした審査委員の数が最も多い者を優先交渉権者、次に多い者を次点交渉権者とします。
- イ 上記アの方法において、順位を1位とした審査委員の数が同数の場合、2位とした審査委員の数が最も多い者を優先交渉権者とします。
- ウ 上記ア及びイの方法においても、優先交渉権者が決まらない場合は、審査委員の合議により決定するものとします。
- エ 応募者が1団体の場合は、審査委員会の合意により優先交渉権者とします。
- オ 上記ア～エにかかわらず、審査委員における合算した値が6割に満たない場合は選外とします。

(3) 企画提案審査評価について

ア 日時及び場所

日時 令和2年8月3日(月)

・詳細時間については別途通知します。

場所 那覇市伝統工芸館 会議室

イ 持ち時間等

- ・プレゼンテーション(15分以内)
 - ・質疑応答(15分程度)
 - ・順番については、企画提案書を受け付けた順とします。
 - ・プレゼンテーション当日の追加資料配布は認めません。
 - ・業務主任者が主となり企画提案書に沿って説明し、参加者は3名以内とします。
 - ・プロジェクター及びパソコンは組合で準備しますが、持ち込みも可とします。
- なお、応募者が多い場合は、書類選考を行い、上位5者程度を提案審査(プレゼンテーション)対象として選出します。提案審査(プレゼンテーション)の有無については応募者へ通知します。

(4) 審査評価結果の通知

審査評価結果については、全応募者あてに優先交渉権者及び次点交渉権者のみを通知します。

10 受託事業者の決定及び契約

優先交渉権者と提案内容、契約手法等の詳細について協議します。双方合意のうえで受託事業者として決定し、業務委託契約を締結します。契約期間は契約締結の日から令和3年2月28日までとします。

なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議に入るものとします。

11 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その事業者の提案は無効となります。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 一つの事業者が複数申請したとき。
- (3) 書類等に虚偽の記載のある提案
- (4) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- (5) 誤字又は脱字等により内容が不明確な提案
- (6) その他、本件企画提案に関する条件に違反したとき。

12 その他

- (1) 本事業は、沖縄振興特定事業推進費民間補助金を活用し実施する事業です。委託業務の内容や積算項目等については、予算や諸事情により変更することがあります。
- (2) 自然災害等の外的要因により、仕様書に記載の業務の円滑な実施が困難な場合は、双方の協議により委託業務内容を変更します。
- (3) 委託料の支払いは、事業終了後に一括払いとします。
- (4) 事業終了時に実際に要しなかった経費がある場合は、相当の委託料を減額します。
- (5) 事業実施時にあたっては、琉球びんがた事業協同組合及び那覇伝統織物事業協同組合と随時実施内容を協議しながら進めていくものとします。
- (6) 業務主任者等の実績表(様式5)の「業務主任者」及び「業務主任者以外の担当者」は、当該委託業務を実際に担当するものについて把握するものであり、提出後に当該委託業務を担当できなくなった場合は、選定を取り消す場合があるので、確実に担当できる者を記載して下さい。

13 連絡・照会先

〒903-0822 那覇市首里桃原町2丁目64番地
那覇伝統織物事業協同組合 担当：栗国・宇良
電話：(098) 887-2746
Email：shuriori@lilac.ocn.ne.jp